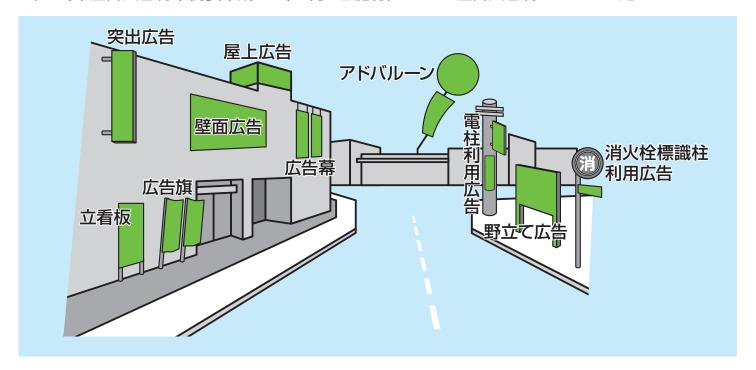


看板などの設置のルール 三島市屋外広告物条例について



店舗や事業所などに設置する看板やポスター類や、駅前、道路沿いなどに設置する 広告看板などを「屋外広告物(おくがいこうこくぶつ)」といいます。

良好な景観の形成、風致の維持と公衆への危害防止のため、三島市では「屋外広告物法」と「三島市屋外広告物条例」(平成24年4月1日施行)によって屋外広告物のルールを定めています。



三島市内では、屋外広告物の表示・設置には原則として市の許可が必要となりますので、 屋外広告物を表示・設置する場合には事前にご相談ください。

よりよい三島市のまち並み景観づくりのため、皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

●屋外広告物とは?

屋外広告物法第2条で「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとしています。

- ①**常時又は一定の期間継続して表示されるもの** 定着して表示されるものをいい、街頭などで配られるチラシなどは含まれません。
- ②**屋外で表示されるもの** 建物や自動車の内側などに表示されているものは含まれません。
- ③公衆(不特定多数の人)に対して表示されるもの 駅の改札口の内側など、特定の人に対して表示されるものは含まれません。
- ④看板・立看板・貼り紙・貼り札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに 掲出・表示されたものやこれらに類するもの

多種多様なものが屋外広告物に該当し、極端な例ですが個人宅の表札も屋外広告物の一種です。

●屋外広告物規制の概要

1 ▶規制地域と広告物の種類

	規制が厳しい ◆ 規制が緩やか				
規制地域	特別規	制地域	普通規制地域		
	第1種特別規制地域	種特別規制地域 第2種特別規制地域		第2種普通規制地域	
広告物の種類	良好な住宅地が形成 された地域や、一部 の指定文化財の周辺 など	新幹線沿線や国道 1 号、東駿河湾環状道 路沿線など	特別規制地域、第2 種普通規制地域以外 の全ての地域	商業活動が活発な地 域	
自家広告物 自己の名称、商標、事業、営業内容等 を表示するため、自己の住所、事業所 等に表示する広告物	表示面積の合計5㎡	以内は許可申請不要	表示面積の合計 10㎡以内は 許可申請不要	表示面積の合計 20 ㎡以内は 許可申請不要	
	申請不要の面積を超える場合は、全ての広告物について許可申請が必要です。				
案内広告物 道標、案内図板その他公衆の利益に 供することを目的とする広告物	面積に関係なく、全で許可申請が必要です。				
一般広告物 自家広告物、案内広告物以外の広告物	表示・設置できません。 面積に関係なく、全て許可申請が必要です				

2 ▶広告物の表示・設置ができない禁止物件

●全ての広告物の表示・設置が禁止されているもの

主なもの

橋、トンネル、高架構造物、

地下道昇降口の上屋、石垣、擁壁、街路樹、

保存樹、景観重要樹木、信号機、道路標識、ガードレール、カーブミラー、消火栓、火災報知機、

ポスト、電話ボックス、路上の変圧器、送電塔、煙突、ガスタンク、道路の路面など

●簡易広告物(貼り紙、貼り札、立看板、広告旗など)の表示・設置が禁止されているもの 電柱、街灯柱など

3▶許可不要で掲出できるもの(適用除外)

●以下のような広告物は、規制の適用除外となり、許可不要で表示・設置ができます。

主なもの

- 国、地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置するもので一定の基準を満たすもの
- 町内会・自治会が設置する掲示板や、掲示板に表示するもので一定の基準を満たすもの
- 道路標識など、法令の規定により表示・設置するもの
- 公職選挙法による選挙運動用のポスター立て札など
- 自己の所有、管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示・設置するもので、
 - 一定の基準を満たすもの(禁止物件は不可)
- 冠婚葬祭等のため、一時的に表示・設置するもの(禁止物件は不可)
- 催事などのため、会場の敷地内に表示するもの(禁止物件は不可)
- 営利を目的としない貼り紙・貼り札・立看板・広告旗で、一定の基準を満たすもの(禁止物件は不可)

◎景観に配慮した屋外広告物へのお願い

基準	具体的手法
野立看板や、屋上看板の設置をできるだけ 避ける。	A. 建物との一体化
看板の集約化、小面積化、デザインの高質化、 建物本体との調和を図り、周辺景観を損な	B. 表示の集約化·小面積化
建物本体との調和を図り、同辺京観を損な わないようにする。また、看板の地色は高彩 度色や労労免をできるだけ避ける	C. 建物本体や周辺との デザインの調和



屋上看板を避けて、建築物と一体的なものとして、 小面積で統一的なデザインにご協力ください。

4 ▶屋外広告物の許可申請などの手続き

①事前に相談をしてください。

規制地域、許可基準などの確認のため、事前の相談をお願いします。

- ②道路占用申請・工作物確認の申請等が 必要な場合があります。
 - 道路を占用する場合は道路占用許可が必要です。
 - 高さ4mを超える広告塔などは建築確認が必要です。
 - 国立公園等の地域では自然公園法の許可申請が必要です。
- ③申請には手数料が必要です。

広告物の種類、個数や表示面積に応じて審査手数料がかかります。 申請後に、納付書を郵送しますので、最寄りの金融機関窓口で納めてください。

④許可シールを貼ってください。

許可を受けた広告物には、市が発行する許可シールを貼ってください。

⑤安全点検を行ってください。

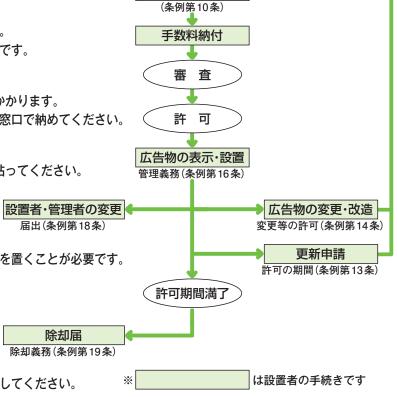
広告物の倒壊や落下等の事故を防ぐために定期的な 安全点検を行い、良好な状態を維持してください。

建築確認が必要な広告物には一定の資格を持つ管理者を置くことが必要です。

⑥許可には有効期間があります。

許可の有効期間は通常3年以内です。貼り紙・ 貼り札・立看板等の簡易広告物は30日以内です。 有効期間を過ぎて引き続き表示する場合は更新の 手続きをしてください。

また、必要がなくなった広告物は、速やかに撤去(除却)してください。



事前相談

許可基準に沿って計画

許可申請

許可申請不要

5 ▶許可にかかる手数料について

●許可申請には以下の手数料が必要です。(※変更等の許可の場合は下表の金額の半額になります。)

区分		種類	金額	
第1種	広告塔、広告板その他 これらに類するもの	表示面積が1㎡以下のもの	400円	
		表示面積が1㎡を超え、3㎡以下のもの	1,200円	
		表示面積が3㎡を超え、5㎡以下のもの	2,000円	
		表示面積が5㎡を超えるもの	表示面積5㎡までごとに2,000円	
第2種	貼り札、広告旗、立看板等(第3種に該当するものを除く)	1枚、1本又は1個につき130円	
第3種	照明装置のあるもの	表示面積が1㎡以下のもの	500円	
		表示面積が1㎡を超え、3㎡以下のもの	1,500円	
		表示面積が3㎡を超え、5㎡以下のもの	2,500円	
		表示面積が5㎡を超えるもの	表示面積5㎡までごとに2,500円	
第4種	貼り紙(第3種に該当するものを除く)		100枚までごとに390円	
第5種	電柱広告等(第3種に該当	するものを除く)	1組又は1個につき400円	

6 ▶条例に違反した広告物について

違反した広告物の設置者や管理者に対して指導の上、条例に基づき除却等の必要な措置を命じることがあります。また、 条例に違反した状態で放置されている貼り紙・貼り札・立看板・広告旗などの簡易広告物は、屋外広告物法に基づき市の職 員等が撤去作業を行います。

7 ▶屋外広告業の登録について

静岡県内(静岡市及び浜松市を除く)で、屋外広告業(屋外広告物の表示や、屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業) を営む場合は、静岡県屋外広告物条例に基づき、静岡県知事の登録が必要です。

屋外広告業の登録については、県(土木事務所)が担当していますので、詳しくは沼津土木事務所都市計画課(電話/055-920-2221)にお問い合わせください。

広告物の設置を依頼されるときは、依頼先が屋外広告業の登録業者であることを確認してください。

8 ▶ 許可の基準(主なもの)

●屋外広告物の規制地域ごとに個別の許可基準を設けています。詳細はホームページをご覧ください。

【共通の基準】

◎美観上の基準

- 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- ・著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したものでないこと。・裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- ■電飾設備を有するものは、昼間においても美観を損なわないものであること。

◎危険防止の基準

- 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。

【個別の基準】

広告物の種類	区分	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	区分	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域	
		広告塔 広告塔 高さ 地上10m以下表示面積 1 面30 m以内 高さ 地上15m以下表示面積 1 面30 m以内 広告板高さ 地上5m以下表示面積 合計30 m以内		自家	広告塔 高さ 地上15m以下 表示面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下 表示面積 合計30㎡以内		
野立広告塔野立広告板	案内	高さ 地上5m以下 表示面積 1面3㎡以内 1個あたりの合計6㎡以内 5者以上が協同で表示し、 それぞれの表示面積が等しい場合 表示面積 1面10㎡以内 1個あたりの合計20㎡以内 同一の氏名、名称、店名、商標、 事業の内容、営業の内容を表示す 広告物は相互間の距離が10m以	<u>ব</u>	案内	高さ 地上5m以下 表示面積 1面5㎡以内 1個あたりの合計10㎡以内 5者以上が協同で表示し、 それぞれの表示面積が等しい場合 表示面積 1面15㎡以内 1個あたりの合計30㎡以内 同一の氏名、名称、店名、商標、 事業の内容、営業の内容を表示する 広告物は相互間の距離が10m以上必要	広告塔 高さ 地上15m以下 表示面積 1面30㎡以内	
	一般	掲出不可		一般	広告塔高さ 地上15m以下表示面積 1面30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下表示面積 2 前30㎡以内 広告板 高さ 地上5m以下表示面積 合計30㎡以内 市長が指定する道路、鉄道から100m以上離れていること ※国道1号,国道136号、県道三島静浦港線、東海道本線、伊豆箱根鉄道駿豆線を指定 同一の氏名、名称、店名、商標、事業の内容、営業の内容を表示する広告物は相互間の距離が10m以上必要	広告板 高さ 地上5m以下 表示面積 合計30m以内 同平の氏名、名称、店名、商標、 事での内容、営業の内容を 表示する広告物は相互間の 距離が10m以上必要	
高さ □ 横の長さ ■ 上広告物	建築物の壁面から突き出ないこと		自家	建築物の壁面から突き出ないこと 木造建築物には設置不可 表示面積の規制なし 地上からの高さが48mを超えないこと 横の長さ≧高さであること 高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ10m以下			
建築物の高さ	案内·一般	掲出不可		案内:一般	建築物の壁面から突き出ないこと 木造建築物には設置不可 地上からの高さが 48mを超えないこと 横の長さ≧高さであること 高さ 建築物の高さの3分の2以下、かつ5m以下 表示面積 1つの建築物あたりの 面積が30m以内 表示面積の規制なし		
突出広告物		壁面からの出幅が1.5m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上 道路上は地上4.7m以上 上端は壁面の上端を越えないこと 表示面積 1面20m以内		自家·案内·	(2面以上ある場合は最大鉛直投影面積) 壁面からの出幅が1.5m以下 下端 歩道上は地上2.5m以上 道路上は地上4.7m以上 上端は壁面の上端を越えないこと		
	案内·一般	掲出不可		般	表示面積 1面20㎡以内	表示面積の規制なし	
壁面利用 壁面の端から突き出ないこと窓その他の開口部を覆わないこと窓その他の開口部を覆わないこと窓その他の開口部を覆わないことを重面の1面が300㎡未満>壁面面積の5分の1以内、又は15㎡以内<壁面の1面が300㎡以上>壁面面積の10分の1以内、又は60㎡以内 水 場出不可		П	壁面の端から突き出ないこと 窓その他の開口部を覆わないこと				
		全国の「国か300m未満> 壁面面積の5分の1以内、又は15m以内 全質の1面が300m以上> 膝面面積の10分の1以内 又は60m以内		自家·案内·一般	表示面積 <壁面の1面が300㎡未満> 壁面面積の5分の1以内、又は15㎡以内 <壁面の1面が300㎡以上> 壁面面積の10分の1以内、又は60㎡以内	表示面積 壁面の1面の面積に関係なく、 壁面面積の5分の1以内、 又は15㎡以内	
		掲出不可					
据 是 是 是 是 是 是 是 明利用 広告物	自家 案内	塀の上端及び両側端から突き出る表示面積 <塀の1面が300㎡未満> 塀の面積の5分の1以内、又は15 <塀の1面が300㎡以上> 塀の面積の10分の1以内、又は6	5㎡以内	自家·案内·一般	塀の上端及び両側端から突き出ないこと 表示面積 〈塀の1面が300㎡未満〉 塀の面積の5分の1以内、又は15㎡以内 〈塀の1面が300㎡以上〉 塀の面積の10分の1以内、又は60㎡以内	表示面積 塀の1面の面積に関係なく、 塀の面積の5分の1以内、 又は15㎡以内	
		掲出不可					

屋外広告物に関するお問い合わせ先:三島市役所都市計画課

〒411-8666 静岡県三島市北田町4番47号 TEL 055-983-2631 FAX 055-973-7241 E-mail toshikei@city.mishima.shizuoka.jp ホームページから各種資料、様式がダウンロードできますのでご利用ください。

三島市ホームページ http://www.city.mishima.shizuoka.jp より「まちづくり・産業」⇒「屋外広告物」